

FPが押さえておきたい

重要税務事例

— 2014 —



国税不服審判所は半年遅れではあるが、過去の裁決事例を公表している。

そこでFP実務に関連の深い所得税・相続税に関するものを裁決事例のみならず文書回答事例や、国税庁から提供される情報資料をもとに注目すべき事例の概要とポイントを取り上げることにする。

田中卓也

田中卓也税理士事務所代表 税理士・CFP®認定者

妻に支払った青色事業専従者給与の適正額がいくらなのかを争った事例（平成25年5月29日国税不服審判所裁決）

青色事業専従者給与が適正額かは他の使用者などと比べて判断される

があることなどから、この支給給与は適正額である旨を主張した。

税理士業を営む納税者が、平成20年11月60万円、平成21年・平成22年1000万円の青色事業専従者給与を妻Aに支給していたところ、著しく高額であると否認された事例である。

納税者側は、青色事業専従者である妻Aは税務および会計業務に30年以上従事しているベテラン職員であること、事務所の使用人を管理する立場にあること、事業経営に深く関与し、パソコンの起動時刻および停止時刻は正確な労働時間を証するものではないこと、などの理由から上記金額を出るものではないこと、パソコンの起動時刻および停止時刻は正確な労働時間と勘案して他の使用者を管理する立場にあつたとしても税理士補助業務の域を出ないこと

があることなどから、この支給給与は適正額である旨を主張した。

税理士業を営む納税者が、平成20年11月60万円、平成21年・平成22年1000万円の青色事業専従者給与を妻Aに支給していたところ、著しく高額であると否認された事例である。

納税者側は、青色事業専従者給与の届出や支給方法についての説明はあるが、適正額はどれくらいなのかという

重要税務事例① 所得税

所得税

申告書の受取・還付金の振込みは「適正な申告として是認」とは無関係

所得税

所得税の還付後に行つた更正処分に信義則違反はないと判断した事例（平成25年11月28日国税不服審判所裁決）

うな誤りが発見されたため、半年後に、更正処分を行つた。

会社員である納税者が、平成23年に提出した所得税の還付申告について税額はいつたん還付された。

ところが、その後、税務署がその申告内容について確認したところ扶養控除の対象にならない者を扶養控除の対象としていたというよ

いといない

相談実務において青色事業専従者給与の支給基準に対する「同

この趣旨としては、親族に対しての給与はとくに「お手盛り」になりがちなので、これを無制限に必要経費として認めてしまって、課税の公平性を欠くという考え方だ。したがって、これらの基準に照らし、下記の理由から平成20年1月160万円、平成21年・平成22年1000万円の青色事業専従者給

一生計の親族に対しての給与が必要にならないことの例外」という考えが根底あると考えると理解しやすいのではないか。

時間単価の差異を設けた場合の基準や考え方、出勤時刻や退勤時刻が打刻してあるタイムカードの導入、経営に関与していることを示す議事録の整備などが、他の使用者以上に求められるのが青色事業専従者給与であると認識しておきたい。

うな誤りが発見されたため、半年後に、更正処分を行つた。

これに対し、「納税者は還付される税額と同額を実際に還付を受けおり、確定申告書の記載内容が適正であることを認めたものではないか」「確定申告書の記載内容に誤りがあることを看過して、還付したのは税務職員のミスであ

る」としては、その後、税務署がその

扶養控除の対象にならない者を扶養控除の対象としていたというよ